

## 令和6年第2回笠松町議会臨時会会議録

令和6年4月1日笠松町議会臨時会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本臨時会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

### 応招議員

議 長	10番	伏 屋 隆 男
副 議 長	4 番	高 橋 伸 治
議 員	1 番	伊 神 和 弘
〃	2 番	番 有 里
〃	3 番	竹 中 光 重
〃	5 番	關 谷 樹 弘
〃	6 番	間 宮 寿 和
〃	7 番	尾 関 俊 治
〃	8 番	川 島 功 士
〃	9 番	田 島 清 美

### 不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

### 出席議員

応招議員に同じ

### 欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	古 田 聖 人
副 町 長	村 井 隆 文
教 育 長	野 原 弘 康
総 務 部 長	足 立 篤 隆
企画環境経済部長	堀 仁 志
住民福祉部長	平 岩 敬 康
建設部長兼水道部長	田 島 茂 樹

教育文化部長	天野富三
会計管理者 兼会計課長	田島直樹
総務課長	伊藤博臣
企画課長	山内明
住民課長	宮川雅人

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	佐々木正道
書記	笠原誠

1. 議事日程（第1号）

令和6年4月1日（月曜日） 午前10時開議

日程第1 仮議席の指定について

日程第2 第1号選挙 笠松町議会議長選挙について

---

日程第1 議席の指定について

日程第2 会議録署名議員の指名について

日程第3 会期の決定について

日程第4 第2号選挙 笠松町議会副議長選挙について

追加日程 第45号議案 議会改革特別委員会の設置について

日程第5 第1号選任 笠松町議会常任委員会委員の選任について

日程第6 第2号選任 笠松町議会議会運営委員会委員の選任について

追加日程 第3号選任 議会改革特別委員会委員の選任について

日程第7 第3号選挙 羽島郡広域連合議会議員選挙について

日程第8 第4号選挙 岐阜県地方競馬組合議会議員選挙について

日程第9 第5号選挙 木曾川右岸地帯水防事務組合議会議員選挙について

日程第10 第2号報告 専決処分の報告について

日程第11 第40号議案 令和5年度笠松町一般会計補正予算（専決第4号）の専決処分の承認  
について

日程第12 第41号議案 監査委員の選任同意について

日程第13 第42号議案 笠松町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

日程第14 第43号議案 令和6年度笠松町一般会計補正予算（第1号）について

日程第15 第44号議案 令和6年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

追加日程 閉会中の継続調査申出について

日程第16 諸般の報告について

○議会事務局長（佐々木正道君） 臨時議長の紹介をいたします。

本臨時会は、一般選挙後、初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。出席議員の中で、高橋伸治議員が年長の議員でありますので、議長席へお願いいたします。

〔臨時議長 議長席に着席〕

○臨時議長（高橋伸治君） ただいま紹介をされました高橋伸治でございます。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行いますのでよろしく御協力をお願いいたします。

ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。よって、令和6年第2回笠松町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり決めました。

---

#### 日程第1 仮議席の指定について

○臨時議長（高橋伸治君） 日程第1、仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいま着席の議席を指定いたします。

---

#### 日程第2 第1号選挙について

○臨時議長（高橋伸治君） 日程第2、第1号選挙 笠松町議会議長選挙を行います。

お諮りをいたします。選挙は、投票あるいは指名推選のいずれの方法により行うことにいたしましょうか。

〔「投票」の声あり〕

投票によられたいとの発言がありましたので、選挙の方法は投票によりいたしたいと思いません。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は10名であります。

投票用紙を配付いたさせます。

〔投票用紙配付〕

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記入の上、事務局長の点呼に応じて順次投票をお願いします。

点呼を命じます。

〔点呼・投票〕

投票漏れはありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

〔投票箱閉鎖〕

これより開票を行います。

会議規則第73条第2項の規定により、立会人に7番 尾関俊治議員、10番 伏屋隆男議員の2名を指名いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、両議員の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

選挙の結果を報告いたします。

投票総数10票、これは先ほどの出席議員に符合いたしております。

そのうち有効投票10票。

有効投票中、伏屋隆男議員10票であります。

この選挙の法定得票数は2.5票であります。よって、伏屋隆男議員が議長に当選をされました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

ただいま議長に当選をされました伏屋隆男議員が議長におられますので、本席から、会議規則第74条の規定による告知をいたします。

なお、ここで当選者の氏名、住所、生年月日を事務局長より申し上げますので、所定欄に御記入願います。

○議会議務局長（佐々木正道君） 笠松町議会議長当選者、氏名、伏屋隆男、住所、羽島郡笠松町無動寺256番地の11、生年月日、昭和26年4月17日。

○臨時議長（高橋伸治君） それでは、伏屋議員、御挨拶をお願いいたします。

○新議長（伏屋隆男君） ただいま投票によりまして、皆さんの御推挙により第57代の議長に就任することになりました。この選挙によって新しいメンバー10人が決まったわけでありませけれども、この4年間、私ども笠松町議会一体となって、笠松町発展のために尽力していきたいというふうに思いますので、この1年間は議長として皆様方の御支援をいただきながら、また古田町長を支えながら進んでいきたいと思っておりますのでよろしくをお願いいたします。

○臨時議長（高橋伸治君） 伏屋隆男議長、議長席にお着き願います。

〔新議長 議長席に着席〕

---

#### 日程第1 議席の指定について

○議長（伏屋隆男君） 日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において指定いたします。

議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

---

#### 日程第2 会議録署名議員の指名について

○議長（伏屋隆男君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第103条の規定により、次の2名を指名いたします。

5番 關 谷 樹 弘 議員

7番 尾 関 俊 治 議員

---

#### 日程第3 会期の決定について

○議長（伏屋隆男君） 日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は1日と決定いたしました。

---

#### 日程第4 第2号選挙について

○議長（伏屋隆男君） 日程第4、第2号選挙 笠松町議会副議長選挙を行います。

お諮りいたします。選挙は、投票あるいは指名推選のいずれの方法により行うことといたしまししょうか。

〔「投票」の声あり〕

投票によられたいとの発言がありましたので、選挙の方法は投票によることといたします。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は10名であります。

投票用紙を配付いたさせます。

〔投票用紙配付〕

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、事務局長の点呼に応じて順次投票をお願いします。

点呼を命じます。

〔点呼・投票〕

投票漏れはありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

〔投票箱閉鎖〕

これより開票を行います。

会議規則第73条第2項の規定により、立会人に8番 川島功士議員、9番 田島清美議員の2名を指名いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、両議員の立会いを願います。

〔開 票〕

選挙の結果を報告いたします。

投票総数10票、これは先ほどの出席議員に符合いたしております。

そのうち有効投票10票。

有効投票中、高橋伸治議員9票、關谷樹弘議員1票。以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は2.5票であります。よって、高橋伸治議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

ただいま副議長に当選されました高橋伸治議員が議場におられますので、本席から会議規則第74条の規定による告知をいたします。

なお、ここで当選者の氏名、住所、生年月日を事務局長より申し上げさせますので、所定欄に御記入願います。

○**議会事務局長（佐々木正道君）** 笠松町議会副議長当選者、氏名、高橋伸治、住所、羽島郡笠松町北及2020番地、生年月日、昭和24年8月26日。

○**議長（伏屋隆男君）** 高橋伸治副議長、御挨拶をお願いします。

○**新副議長（高橋伸治君）** ただいまの副議長選挙によりまして選出をされました高橋伸治でございます。

もとより微力ではございますけれども、議長を支えてスムーズな議会運営ができるようになっていきたいと思っております。御指導のほどよろしく願いいたします。

○**議長（伏屋隆男君）** この際、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時25分

○**議長（伏屋隆男君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

お諮りいたします。ただいま川島功士議員ほか1名から第45号議案 議会改革特別委員会の設置についての議案が提出されましたので、この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第45号議案 議会改革特別委員会の設置についてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

書記をして議案を配付いたさせます。

〔議案配付〕

議案の配付漏れはありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

---

**追加日程 第45号議案について**

○**議長（伏屋隆男君）** 第45号議案 議会改革特別委員会の設置についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

川島議員。

○**8番（川島功士君）** 第45号議案について提案理由の説明をさせていただきます。

議会改革特別委員会は令和4年度に設置されて以来、議会機能の強化、議会のデジタル化を推進することを目的として設置されております。地方分権の進展により議会の役割と責任は大きく広がり、さらに増すこととなりました。住民の代表機関としてさらなる議会強化を図り、自らの立場を再検証し、一層住民の負託に応える必要があると考え、議会改革特別委員会の設置を提案するものであります。

以上、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（伏屋隆男君） お諮りいたします。この際、第45号議案につきましては先議いたしまし  
と思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第45号議案につきましては先議することに決しました。

第45号議案については、質疑、討論を省き、直ちに採決いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

第45号議案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第45号議案は原案のとおり可決されました。

ただいま設置されました議会改革特別委員会委員の選任は、日程第6、第2号選任の次といたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第3号選任については、日程第6、第2号選任の次とすることに決しました。

---

#### 日程第5 第1号選任及び日程第6 第2号選任並びに追加日程 第3号選任について

○議長（伏屋隆男君） 日程第5、第1号選任 笠松町議会常任委員会委員の選任、日程第6、第2号選任 笠松町議会議会運営委員会委員の選任及び第3号選任 議会改革特別委員会委員の選任を行います。

この選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、議長において議会に諮り、指名いたしたいと思ひます。

お諮りいたします。各常任委員会委員、議会運営委員会委員及び議会改革特別委員会委員に次の方を指名いたしたいと思ひます。総務文教委員会、伏屋隆男議員、尾関俊治議員、關谷樹弘議員、竹中光重議員、番有里議員。民生建設常任委員会委員、田島清美議員、川島功士議員、

間宮寿和議員、高橋伸治議員、伊神和弘議員。議会運営委員会委員、田島清美議員、川島功士議員、尾関俊治議員、高橋伸治議員。議会改革特別委員会委員につきましては委員の定数が10名でありますので、笠松町議会全議員を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり、それぞれの委員会委員、議会運営委員会委員及び議会改革特別委員会委員に選任することに決しました。

この際、暫時休憩をします。

休憩 午前10時30分

再開 午前11時05分

○議長（伏屋隆男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

---

#### 日程第7 第3号選挙から日程第9 第5号選挙までについて

○議長（伏屋隆男君） 日程第7、第3号選挙 羽島郡広域連合議会議員選挙、そして日程第8、第4号選挙 岐阜県地方競馬組合議会議員選挙、日程第9、第5号選挙 木曾川右岸地帯水防事務組合議会議員選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することによりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

これより指名いたします。羽島郡広域連合議会議員、川島功士議員、間宮寿和議員、番有里議員。岐阜県地方競馬組合議会議員、伏屋隆男議員、田島清美議員、川島功士議員、尾関俊治議員、竹中光重議員。木曾川右岸地帯水防事務組合議会議員、関係市町の長の推薦に基づく者、田島清美議員、伊神和弘議員。関係市町の長の推薦に基づかない者、關谷樹弘議員、高橋伸治議員。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしましたとおり、それぞれ当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり、それぞれ当選されまし

た。

ただいま広域連合議会議員及び一部事務組合議会議員に当選されました全員が議場におられますので、本席から会議規則第74条の規定により告知をいたします。

なお、ここでそれぞれの当選者の氏名、住所、生年月日を事務局長をして申し上げさせますので、所定欄に御記入願います。

○**議会事務局長（佐々木正道君）** 羽島郡広域連合議会議員当選者、氏名、川島功士、住所、羽島郡笠松町田代458番地の1、生年月日、昭和35年1月18日。氏名、間宮寿和、住所、羽島郡笠松町下本町26番地、生年月日、昭和42年7月6日。氏名、番有里、住所、羽島郡笠松町松栄町88番地の11、生年月日、昭和44年6月3日。

岐阜県地方競馬組合議会議員当選者、氏名、伏屋隆男、住所、羽島郡笠松町無動寺256番地の11、生年月日、昭和26年4月17日。氏名、田島清美、住所、羽島郡笠松町米野9番地、生年月日、昭和41年12月20日。氏名、川島功士、住所、羽島郡笠松町田代458番地の1、生年月日、昭和35年1月18日。氏名、尾関俊治、住所、羽島郡笠松町桜町75番地、生年月日、昭和45年10月20日。氏名、竹中光重、住所、羽島郡笠松町奈良町77番地の3、生年月日、昭和39年12月16日。

木曾川右岸地帯水防事務組合議会議員当選者、関係市町の長の推薦に基づく者、氏名、田島清美、住所、羽島郡笠松町米野9番地、生年月日、昭和41年12月20日。氏名、伊神和弘、住所、羽島郡笠松町大池町27番地の1、生年月日、昭和31年8月10日。関係市町の長の推薦に基づかない者、氏名、關谷樹弘、住所、羽島郡笠松町西宮町122番地、生年月日、昭和42年6月21日。氏名、高橋伸治、住所、羽島郡笠松町北及2020番地、生年月日、昭和24年8月26日。

○**議長（伏屋隆男君）** この際、報告を行います。

各常任委員会委員、議会運営委員会委員及び議会改革特別委員会委員の委員長、副委員長が次のとおり決定されました。

総務文教常任委員会委員長 尾関俊治議員、副委員長 竹中光重議員。

民生建設常任委員会委員長 川島功士議員、副委員長 高橋伸治議員。

議会運営委員会委員長 田島清美議員、副委員長 尾関俊治議員。

議会改革特別委員会委員長 伏屋隆男議員、副委員長 川島功士議員。

次に、国民健康保険運営協議会委員、社会教育委員、交流センター運営審議会委員、体育施設運営委員会委員、政治倫理審査会委員及び都市計画審議会委員に、それぞれ次の方を推挙することに決定いたしました。

国民健康保険運営協議会委員、田島清美議員、尾関俊治議員、關谷樹弘議員、伊神和弘議員。  
社会教育委員、高橋伸治議員。

交流センター運営審議会委員、竹中光重議員。

体育施設運営委員会委員、間宮寿和議員。

政治倫理審査会委員、伏屋隆男議員、川島功士議員、間宮寿和議員。

都市計画審議会委員、尾関俊治議員、關谷樹弘議員、竹中光重議員。

なお、ここでそれぞれのお方の氏名、住所、生年月日が記載された用紙を配付いたしますので御確認ください。

[用紙配付]

以上、御了承願います。

---

**日程第10 第2号報告及び日程第11 第40号議案から日程第15 第44号議案までについて**

○議長（伏屋隆男君） 日程第10、第2号報告及び日程第11、第40号議案から日程第15、第44号議案の5議案を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 新しい体制での最初の御審議でございます。よろしくお願ひしたいと思います。

まず、本日提出させていただきました案件についてですが、専決処分の報告1件、令和5年度笠松町一般会計補正予算（専決第4号）の専決処分の承認1件、監査委員の選任同意1件、笠松町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例1件、令和6年度笠松町一般会計補正予算（第1号）ほか1件の補正予算2件、以上6件であります。

このうち第41号議案 監査委員の選任同意につきましては、議案の17ページになりますが、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、監査委員に川島功士議員を選任いたしたく町議会の同意を求めるものであります。そのほかの案件につきましては、副町長より詳細説明いただきますので、御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伏屋隆男君） 村井副町長。

○副町長（村井隆文君） 副町長の村井と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、順次御説明を申し上げます。

議案書の9ページをお開きください。

第2号報告 専決処分の報告についてであります。

地方自治法第180条第1項の規定により議会において指定された事項の決定について専決処分をしたので、これを報告するものであります。

現在、議会におきまして指定された事項は、300万円以下の損害賠償の額の決定についてであります。

令和6年3月7日に専決をさせていただきました財物及び身体事故に係る損害賠償の額につ

いてであります。

10ページを御覧ください。

相手方は岐南町在住の男性と女性、お2人でございます。

事故の概要につきましては、令和3年10月2日、米野地内の町道米野11号線を堤防から下り東進中、車輪の前輪で側溝のグレーチングを踏んだ際、当該グレーチングが跳ね上がったことによりまして、車両下部のガソリタンク等を破損いたしました。また、車両の運転者、同乗者1名が、その衝撃を受けたことから受傷をされたというものでございます。

賠償の金額につきましては34万7,800円で、車両等の修理代及び治療費等でございます。

示談の成立日は令和6年3月7日でございます。

なお、賠償金につきましては、全額全国町村会の総合賠償補償保険で補填されるというものでございます。

続きまして、議案書の11ページから16ページにわたります第40号議案 令和5年度笠松町一般会計補正予算（専決第4号）の専決処分の承認についてであります。

地方自治法第179条第1項の規定により緊急を要するため、町議会の招集をする時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定に基づき、これを報告して承認を求めるとのことでございます。

令和6年3月21日に専決をさせていただきました令和5年度笠松町一般会計補正予算（専決第4号）で、補正額は50万2,000円の増額補正であります。

16ページをお開きください。

歳出のほうから御説明をさせていただきます。

第3款 民生費、第1項 社会福祉費、第3目 老人福祉費では、こちらは令和5年9月に明治安田生命保険相互会社から寄附のあった健康増進普及事業寄附金を活用いたしまして実施しました大人の塗り絵と高齢者体力測定の事業費が確定いたしましたことにより、消耗品費を9万7,000円減額をさせていただいております。

続きまして、第9款 教育費、第5項 保健体育費の第1目 保健体育総務費では、こちらにも同様に笠松町ウォーキングイベントとスポーツ教室の事業費が確定いたしましたことにより、消耗品費を3万7,000円減額させていただいております。

その下、第11款 諸支出金の第1項 基金費、第5目 みんなの健活プロジェクト基金費では、ただいま御説明申し上げました事業費の確定に伴う事業充当残余金額合わせて令和6年3月には明治安田生命相互保険会社から寄附のございました地元元気応援寄附金50万円と合わせまして63万6,000円をみんなの健活プロジェクト基金に積み立てるため、積立金を63万6,000円増額をさせていただいております。

なお、歳入につきましては、今回の補正に伴い不足する財源といたしまして、財政調整基金

から充当を2,000円させていただいております。

続きまして、議案書の18ページから19ページになります。

第42号議案 笠松町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてであります。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴いまして、当町の消防団員等及び消防作業従事者等の損害補償に係る補償基礎額につきまして、所要の改正を行うものでございます。

こちらは、議案資料の1ページを御覧いただきたいと思っております。

まず1つ目、第5条第2項の関係では、消防作業従事者等の補償基礎額を「8,900円」から「9,100円」へ改定をさせていただいております。

その下、別表の改正におきましては、階級及び勤続年数に応じまして、資料に記載のとおり改定をさせていただくものでございます。

なお、施行期日につきましては、公布の日からで、令和6年4月1日から適用をさせていただくというものでございます。

続きまして、議案書の20ページから22ページにわたります第43号議案 令和6年度笠松町一般会計補正予算（第1号）についてであります。

補正額は169万9,000円の増額補正であります。

こちらにつきまして、22ページのほうを御覧いただきたいと思っております。

歳出の第2款 総務費、第1項 総務管理費の第8目 諸費では、春まつりへの参加町内会が当初見込みより増加したことに伴いまして、各種団体補助金を66万円増額計上させていただいております。

次に、第3項 徴税費の第2目 賦課徴収費では、情報センター委託料といたしまして103万9,000円を増額させていただいております。

こちらは、令和6年度の税制改正によります個人住民税の定額減税に対応するためのシステム改修費用として計上させていただいております。

なお、今回の増額補正に伴いまして、不足する財源には、前年度からの繰越金を充てさせていただいております。

続きまして、議案書の23ページから25ページにわたります第44号議案 令和6年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

補正額は59万4,000円の増額補正であります。

こちら25ページのほうを御覧いただきたいと思っております。

歳出のほうで、第1款 総務費、第1項 総務管理費の第1目 一般管理費では、情報センターの委託料を59万4,000円増額させていただきました。

内容といたしましては、マイナンバーカードを被保険者証として安心して御利用いただける

ように、保険者の登録情報と医療保険者向けの中間サーバー、オンラインの資格確認等システムの登録情報の相違を検知するためのシステム改修を行いますほか、保険者が把握している加入者情報を被保険者に通知するためのシステム改修を行うという内容のものでございます。

なお、係る財源につきましては、財政支援といたしまして措置される予定であります特別調整交付金を充てさせていただいております。

以上が説明になります。御審議の上、御議決賜りますようどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（伏屋隆男君） お諮りいたします。これよりの議事の進め方といたしましては、各議案について1議案ごとに質疑、採決を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、そのように進めてまいります。

第40号議案 令和5年度笠松町一般会計補正予算（専決第4号）の専決処分の承認についての質疑を許します。

ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第40号議案は原案のとおり承認されました。

第41号議案 監査委員の選任同意については、質疑、討論を省き、直ちに採決を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第41号議案は原案のとおり同意することに決しました。

ただいま監査委員の選任同意については同意いたしました。

第42号議案 笠松町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

[挙手する者あり]

川島議員。

○8番（川島功士君） 公務災害の件なんですけれども、これ自体について反対するものではないんですけれども、これの原資というのは何か保険のようなものがあるのでしょうか。また、訓練中の事故でも、これは多分支給されると思うんですが、そのようなことかどうかという確認と、過去にこれが支出されたという事例というのはあったかどうかについて、どのようなことだったのかについて質問いたします。

○議長（伏屋隆男君） 足立総務部長。

○総務部長（足立篤隆君） お答えをいたします。

こちらの公務災害におきましての、まず原資、そちらは国の公務災害補償基金を原資としております。

それで、公務災害補償につきましては、消防団員が災害現場で危険な活動に従事することから、公務中に死亡、けが、疾病等になった場合に、この補償を受けることができます。

それで、実際にこういったことがあったのかどうかということですが、火災現場等の活動中にけが等でこれを補償したことがございます。

[挙手する者あり]

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○8番（川島功士君） ありがとうございます。

現場でないとこれは下りないということなんでしょうか。逆に言うと、訓練中というのは出ないでしょうかね。

私も長いこと消防団にお世話になりまして、現場でけがされた方がおって、災害公務補償が出たというのは、自分でもそういうのを見ておりますけれども、訓練中では出なかったのかどうか、出るのか出ないのかということと、現場でけがをするかしないかというのは、確かに消防団を確保するために、なるべく訓練を軽くという方向に行っているとは思いますが、きちんと訓練をしていないと、現場に行ったときにけがをしてしまう、上から下への意思疎通ができていないとけがになってしまうということであると、そういうことを含めての訓練というのにも必要かと思うんですが、その2点についてちょっとお答え願います。

○議長（伏屋隆男君） 足立総務部長。

○総務部長（足立篤隆君） お答えをいたします。

公務災害補償の対象につきましては、消防団員が消火、あとは操法訓練とか、そういった訓練等の消防団の業務により被災した場合が対象となります。

それで、その訓練につきましては、前年度も操法なんかも、誰でもが火事現場に行って水が出せるような、そういった訓練も実施し、現場で実際に発揮できるような訓練を考えて、今後

とも行っていききたいと思っております。

[挙手する者あり]

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○8番（川島功士君） ありがとうございます。

現場でけがをしないというのは非常に大事なことだと思っています。確かに消防団員確保のために訓練の度合いを減らすというか、現場、現実には即した訓練をしていくというのは大事なことだと思っていますし、私自身も携わってきた経験上、そういうふうには思います。しかし、黙っていても体が動くようにしておかないと、現場では本当にけがをするというのも、現実には現場で僕はけがをした人たちを何人も見てきました。なので、ぜひとも今後、現場でけがをしないための訓練というのもしっかりと念頭に置いて指導していただきたいというふうに思います。

以上で終わります。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、第42号議案は原案のとおり可決されました。

第43号議案 令和6年度笠松町一般会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。

ありませんか。

[「ありません」の声あり]

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、第43号議案は原案のとおり可決されました。

第44号議案 令和6年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。

ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第44号議案は原案のとおり可決されました。

先ほど議会運営委員会委員長より定例会及び臨時会の会期について並びに能率的な議会運営について調査するため、会議規則第53条の規定により、閉会中の継続調査の申出がありました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、この際、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

書記をして、当申出書の写しを配付いたさせます。

〔議案配付〕

配付漏れはありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

---

#### 追加日程 閉会中の継続調査申出について

○議長（伏屋隆男君） お諮りいたします。ただいま委員長からの申出により閉会中の継続調査をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

---

#### 日程第16 諸般の報告について

○議長（伏屋隆男君） 日程第16、諸般の報告を行います。

事務局長より報告いたさせます。

○議会事務局長（佐々木正道君） それでは、2点報告させていただきます。

1点目は、監査委員より令和5年度1月分及び2月分の例月現金出納検査の結果報告がありましたので、その写しをお手元に配付させていただきました。

2点目は、羽島郡町村議会議長会の会長が4月1日付をもって岐南町議会議長に代わりました。なお、副会長につきましては笠松町の議会議長であります。以上です。

○議長（伏屋隆男君） 以上、御了承願います。

---

#### 閉会の宣告

○議長（伏屋隆男君） これにて本会議に付議された案件の審議は全部終了いたしました。よって、令和6年第2回笠松町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前11時40分

上記は会議の次第を議会事務局長が記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

令和6年4月1日

臨時議長 高 橋 伸 治

議 長 伏 屋 隆 男

議 員 尾 関 俊 治

議 員 關 谷 樹 弘